

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-3 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 4-4 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）
	政策の達成目標	廃棄物最終処分場における適切な埋立処分及び埋立終了後の適切な維持管理を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和6年4月1日～令和9年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	一般廃棄物の最終処分場の残余年数は令和2年の水準（22年分）を維持（※廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）による。）することを目標としており、産業廃棄物の最終処分場については、重機等の適切な利用による効率的な埋立配分等を通じて残余年数を今後17年程度に維持（※循環経済工程表（令和4年9月策定）による）することにより廃棄物の適切な埋立処分及び廃棄物の埋立終了後の適切な維持管理を促進する。
政策目標の達成状況	一般廃棄物の最終処分場の残余年数は23.5年（令和3年）、産業廃棄物の最終処分場の残余年数は17.3年（令和2年）であり、目標を達成できている。ただし、両者ともに、特に関東圏など一部地域では埋立容量がひっ迫しているなど、地域間での格差等克服しなければならない課題も依然として残っている。また、上記で述べたとおり、近年災害等により突発的に膨大な廃棄物が発生しているため、引き続き当該水準の向上に努める必要がある。	
有効性	要望の措置の適用見込み	約1,624事業者
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	最終処分場については、埋め立てられた廃棄物による環境汚染等が発生しないよう、適切な廃棄物の搬入、維持管理等が必要不可欠であるところ、本税制によって、専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に用いる軽油について免税されることにより、最終処分場場内における廃棄物の運搬、選別、積み込み、破碎、処分場の掘削、転圧又は整地等に必要な機械等の利用が推進されるため、適切な廃棄物の搬入や最終処分場における埋立場所の調整、覆土等の維持管理等が行われ、ひいては生活環境の保全、公衆衛生の向上に資する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置（地方税） 最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置（国税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	融 資：日本政策金融公庫による融資制度 （環境・エネルギー対策資金）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置は、産業廃棄物やPCB廃棄物の処理のために必要な設備に対する支援を行うものである。一方、本要望項目は、特に重機を活用することとなる最終処分場埋立期間中の適切な処理及び維持管理の促進を主な目的としている。したがって、要望項目として重複するものではない。
	要望の措置の妥当性	本税制の特例措置の対象となる最終処分場には、廃棄物の適正処理の確保という政策目的により、廃棄物処理法に基づく処理基準及び維持管理基準が適用され、事業者は当該基準に則した処理及び維持管理を行う義務を負う。この処理及び維持管理の義務の適切な履行に不可欠な重機について、事業者の経済的な負担を軽減しその活用を援助する当該措置を整備することは、政策目的と照らし合わせても妥当である。

	<p>また、本税制の特例措置の創設後、廃棄物処理法令の度重なる改正により、処理基準や維持管理基準等の各種基準による規制強化により生活環境の保全を図ってきたところ、災害等の激甚化によって従来よりも覆土といった基準の順守が難しくなっている中においては、事業者の経済的な負担が過大になることのないよう引き続き当該措置を継続する必要がある。</p>
--	--

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 29 年度 : 488 (百万円) 平成 30 年度 : 506 (百万円) 令和元年度 : 506 (百万円) 令和 2 年度 : 546 (百万円) 令和 3 年度 : 569 (百万円)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>① 適用総額の種類 : 税額 ② 適用実績 : 令和元年度 86,567,248 千円の内数 令和 2 年度 77,621,716 千円の内数</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>特例措置の適用により、資本力が脆弱な廃棄物処理業者であっても、最終処分場内における廃棄物の運搬等に必要な機械等の利用が促進されるため、適切な廃棄物の搬入や最終処分場の維持管理等が行われ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の効果が見られる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物最終処分場の残余年数を今後 20 年以上とすること等により廃棄物の適切な埋立処分及び廃棄物の埋立終了後の適切な維持管理を促進する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>一般廃棄物の最終処分場の令和 3 年度の残余年数は 23.5 年、産業廃棄物の最終処分場の令和 2 年度の残余年数は 17.3 年であり、目標を達成できている。これは、本特例措置等の施設運営の支援措置が充実したこと等により、廃棄物最終処分場における適切な埋立処分及び埋立終了後の適切な維持管理が進むとともに、リサイクルや減量化の進展に伴い最終処分量が若干ではあるが減少傾向にあるためである。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 50 年に創設、恒久措置とされていたが、平成 21 年度に道路特定財源が一般財源化されたことに伴い、平成 24 年 3 月 31 日までの時限措置とされた。その後、平成 24 年度、27 年度、平成 30 年度税制改正において適用期限がそれぞれ 3 年間延長され、令和 2 年度税制改正において、適用期限が 3 年間延長されるとともに対象事業者が産業廃棄物処理業者については中小事業者等に縮減された。</p>